

役員及び評議員の報酬等に関する規定（支給基準）

（目的及び意義）

第1条 この規定は、社会福祉法人敬愛会（以下「この法人」という）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の軽費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の各号に定めるところにより役員報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- （1）理事長の理事報酬
- （2）非常勤の役員報酬
- （3）評議員の報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 理事長に対する報酬等の額は、報酬別表第1-1に定める範囲内とし、勤務実態に基づき理事会で決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2-1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表3-1に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日又は土曜日の場合、職員給与規程第6条の規程に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、直接本人に通貨を以って全額支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。
- 4 報酬等は源泉所得税を控除した額、及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等の交通費は、次の各号に定めるところにより支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員としての交通費が給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

- 理事長に対する交通費の額は、別表1-2に定める額とする。
- 2 役員等が出張する場合は、職員旅費規程に準じて、旅費を支給する。
 - 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、所定労働日数に対して日割り計算とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年6月8日より施行する。
この規定は、令和2年6月4日より改定する。

別表1-1(理事長の報酬)

年額9,000,000円以内

別表1-2(理事長の交通費)

職員給与規程第26条(通勤手当)の規程に準じて支給する

別表2-1(非常勤役員の報酬)

(1)理事

	日額
理事会等会議への出席	8,500円
上記の他、法人・施設業務への出席	8,500円

(2)監事

	日額
監事監査等への出席	8,500円
理事会等会議への出席	8,500円
上記の他、法人・施設業務への出席	8,500円

別表3-1(評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	8,500円
上記の他、法人・施設業務への出席	8,500円